

## 衝撃緩和型畳床 解 説

この解説は、規格に規定・記載した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

この解説は、日本規格協会が編集・発行するものであり、これに関する問合せ先は日本規格協会である。

### 1 制定時の趣旨及び今回の改正までの経緯

日本の多くの家屋に利用されている“畳”に関連する規格は、2014年に改正された**JIS A 5901**（稻わら畳床及び稻わらサンドイッチ畳床）、2013年に改正された**JIS A 5914**（建材畳床）、2009年に改正された**JIS A 5902**（畳）、その他が存在する。一方、近年、高齢者、障害者のみならず、ロコモティブシンドローム<sup>①</sup>と呼ばれる運動器症候群り（罹）患者及び予備軍が4700万人を超える急激な増加傾向を示している。そのような社会的背景の中で、生活環境にもいろいろな要求事項が求められ、その一つの床部材への要求性能では、“転倒時の衝撃緩和”が求められている。これらの社会的背景へ対応することを目的に、安全・安心につながる新たな機能をもつ“衝撃緩和型畳床”に関する評価基準の規格開発に至った。経済産業省は、産業競争力の強化につながる戦略的な標準化推進のため、2014年に中堅・中小企業又は企業グループなどの優れた技術及び製品の標準化を進め、迅速な日本産業規格（JIS）及び国際規格（ISO規格／IEC規格）提案を可能にし、新たな市場の創出につなげる“新市場創造型標準化制度（以下、制度という。）”を創設した。この制度を活用してこの規格を2018年に制定した。今回、薄い畳床の普及に対応することを目的に改正することとし、一般財団法人日本規格協会の公募事業制度を活用し、一般社団法人日本畳産業協会において、衝撃緩和型畳床 JIS 原案作成委員会を組織し、JIS 原案を作成した。

注<sup>①</sup> ロコモティブシンドローム（ロコモ：運動器症候群）は、加齢に伴う筋力の低下、関節及び脊椎の病気、骨粗しょう症などによって運動器の機能が衰えて、要介護又は寝たきりになるリスクの高い状態を表す。

### 2 今回の改正の趣旨

最近多くの建物に用いられる畳は、建築構造上、空間の拡大、持ち運びの利便性などを鑑みて、より薄く、軽いものが需要の約半数を占め、この規格においても性能を維持しつつ、薄くすることが求められており、改正することとした。

衝撃緩和型畳床の基本的な要求性能は、現在の**JIS A 5914**と同等又はそれ以上の性能とするることを基本として、次の二つの機能を加えている。

一つ目は、足腰の負担又は障害が起こりにくい硬さの評価方法として、一般社団法人日本建築学会の床性能評価指針で規定する“日常的な動作時の床の硬さ試験”を基にした性能値を加えた。二つ目は、転倒時の衝撃緩和機能として、**JIS A 6519**（体育館用鋼製床下地構成材）で規定する“転倒衝突時の床の硬さ試験”を基にした性能値を加えている。

なお、この規格の狙いは、次のとおりである。

- a) 近年、高齢者の住宅及び建築物内での転倒による骨折などによって、そのまま寝たきりにつながる事例が多く報告されており、衝撃緩和型畳床が、“居宅介護住宅改修及び介護予防住宅改修”, “滑り防止”, “移動の円滑化”などのための床及び通路面の材料とされることで、今後、高齢者等の転倒から要介護となる事態の減少に向けての一助となる。
- b) 国土交通省主導の“スマートウェルネス住宅・シティ”では、国民の健康と福祉との観点から、住まいの在り方についての研究がなされていることに伴い、新築住宅などでの“今ある畳を衝撃緩和型畳床に入れ替える”取組みの実施によって、“安心・居住”につながる。
- c) 畳床の主な材料として使用される断熱性をもつ材料には、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)における“建材トップランナー制度”に該当する断熱材等も対象としており、優れた断熱性能をもつことで、床部位におけるヒートショック対策にも貢献する。